

西脇市環境審議会会長 様

西脇市長 片 山 象 三

西脇市環境基本計画の中間見直しについて（諮問）

市の環境施策を総合的かつ計画的に進めていくための指針として、平成23年12月に「西脇市環境基本計画」を策定いたしました。

これまで市では、計画に掲げる望ましい環境像『「光・風・水の織りなす いのち輝くまち にしわき」－未来へつなぐ 環境都市を目指して－』の実現に向け、市民、事業者及び市が連携して、持続可能な社会形成のための環境施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

このたび、社会情勢の変化や新たな環境課題の解決に柔軟に対応するため、西脇市環境基本計画の中間見直しを行うこととしました。

つきましては、西脇市の環境をまもる条例第44条第2項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

西脇市環境審議会会長 様

西脇市長 片 山 象 三

西脇市一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画の策定について（諮問）

一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市町村が、その区域内において排出されるごみの処理について、長期的、総合的に、計画的な処理をしていくに当たっての基本的事項を定めることとなっております。

計画では、ごみの発生抑制や減量化のほか、再生利用に係る推進方策などを踏まえ、ごみ発生量や処理量の見込み等、適正な処理を進めるために必要な事項を反映させたいと考えます。

ごみを「燃やすから生かす」まちづくりを目指すため、「ごみは資源」の基本理念のもと、資源化率の向上を図る計画づくりが重要となっております。

つきましては、このたび、新たに、西脇市一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画を策定するに当たり、西脇市の環境をまもる条例第44条第2項の規定により、貴審議会の意見を求めます。